

特許権	判決年月日	令和 8 年 5 月 2 8 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	令和 7 年(ネ)第 1 0 0 5 9 号		
○ 特許権侵害、営業秘密不正開示の不正競争に基づく差止め・損害賠償請求等につき被控訴人（一審原告）の請求の多くを認容した原判決を変更し、控訴人（一審被告）医療法人につき被控訴人に対し 7 0 3 0 万 8 0 6 8 円及びこれに対する遅延損害金の限度で請求を一部認容した事例。				

（事件類型）特許権侵害行為差止等 （結論）原判決変更、請求一部認容

（関連条文）特許法 1 0 0 条 1 項、2 項、1 0 2 条 1 項、3 項、不正競争防止法 2 条 1 項 7 号、9 号、3 条、4 条、医療法 4 8 条 1 項、4 9 条、民法 7 0 9 条、7 1 5 条 1 項

（関連する権利番号等）特許第 5 9 8 1 6 7 4 号、同第 6 4 1 0 9 8 0 号

（原判決）東京地方裁判所令和元年（ワ）第 1 6 1 2 0 号・令和 7 年 4 月 2 4 日判決

判 決 要 旨

1 事案の概要は、以下のとおりである。

本件は、発明の名称をいずれも「結び目をつける作業が不要な縫合糸及びそれを含むキット」とする特許（本件特許 1、2、本件各特許）に係る特許権（本件特許権 1、2、本件各特許権）を有する被控訴人（一審原告）が、①原判決別紙控訴人製品目録第 1 記載の製品（控訴人製品 1）は本件各特許に係る特許発明の技術的範囲に、また、同目録記載 2 の製品（控訴人製品 2）は本件特許 2 に係る発明の技術的範囲にそれぞれ属するから、控訴人（一審被告）医療法人及び控訴人 Y 3 による控訴人各製品の輸入及び使用は本件各特許権を侵害するとして、控訴人医療法人及び控訴人 Y 3 に対し、控訴人各製品の輸入又は使用の差止め（特許法 1 0 0 条 1 項）及びその廃棄（同条 2 項）を求めると共に、②控訴人 Y 1 及び控訴人 Y 2 に対しては医療法人の役員等への損害賠償請求権（医療法 4 8 条 1 項、4 9 条）に基づき、控訴人医療法人に対しては使用者責任又は共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、本件特許権 1 の侵害に係る損害賠償の一部請求として、4 8 億 2 4 7 3 万 0 5 6 8 円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を、③被控訴人が、控訴人 Y 2 ないし控訴人 Y 3 を含む控訴人医療法人所属の医師による被控訴人の営業秘密である原判決別紙秘密情報目録記載の情報（本件情報）の第三者に対する開示又は使用が、被控訴人と控訴人医療法人との間の契約（原判決における「本件契約」。「本件合意」と改める。）に基づく秘密保持義務及び目的外に使用しない義務の違反又は営業秘密の使用もしくは開示の不正競争（不競法 2 条 1 項 7 号、9 号）に当たる（両者は選択的併合関係）として、控訴人医療法人及び控訴人 Y 3 に対し、不競法 3 条に基づき、本件情報の使用の差止め及びその廃棄を求めると共に、④控訴人医療法人に対しては本件合意上の債務不履行による損害賠償請求権又は不競法 4 条に基づき、控訴人 Y 2 及び控訴人 Y 1 に対しては

為がされた平成２５年１１月から本件情報が営業秘密として保護の対象とされる平成２８年７月までの期間、控訴人製品１について、上記輸入数量に基づき算定した実施数量につき特許法１０２条１項と同様に算定されるとし、弁護士費用相当額を含めた２１億１６１０万９３１９円及びこれに対する遅延損害金につき、控訴人医療法人、控訴人Ｙ１及び控訴人Ｙ２に連帯支払を命じ、⑥本件情報は上記のとおり平成２８年８月以降は営業秘密に当たらないから不競法３条に基づく請求はいずれも認められないとし、⑦控訴人製品２については本件訂正発明２の技術的範囲に属しないとし、⑧上記特許権侵害に基づき控訴人製品１の輸入及び使用の差止め並びにその廃棄を命じ、⑨損害賠償債務につき仮執行宣言を付し、⑩被控訴人のその余の請求を棄却する旨の判決をした。

これに対し、控訴人ら（一審被告ら）が本件控訴を提起した。

控訴人らは、原審において時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下された主張及び証拠の採用を求め、当審において損益相殺の主張、本件発明１－２及び１－３のサポート要件違反の無効理由の主張を追加した。

３ 本判決は、以下のとおり判示して原判決を変更し、被控訴人の請求を一部認容した。

(1) 争点１－１（控訴人製品１の構成）について

原審における審理の経過に鑑み、原審で提出された範囲の証拠によって検討しても、原判決の控訴人製品１の構成に係る認定を直ちに維持することはできないから、原審が時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下し、当審において提出された証拠も含め、控訴人製品１及び２を含む控訴人の製品の構成について、再検討する必要がある。

(2) 争点１－４（控訴人製品２の本件訂正発明２の技術的範囲への属否）、争点２－１（本件特許１のサポート要件違反）、争点２－２（乙４７発明１又は２に基づく本件発明１の新規性欠如）、争点３－７（乙４７発明３に基づく本件訂正発明２－２の新規性欠如）、争点２－３（乙３４発明等に基づく本件発明１の無効理由の有無）、争点２－４（乙３６～３８発明に基づく本件発明１の進歩性欠如）及び争点３－１（本件特許２の訂正要件違反）、争点３－２（本件特許２のサポート要件違反）、争点３－３（実施可能要件違反）、争点３－４（補正要件違反）、争点３－５（本件訂正発明２の明確性要件違反）、争点３－６（乙１１発明等に基づく本件訂正発明２の進歩性欠如）について

補正の上で原判決の記載を引用する。

(3) 争点２－１.５（本件発明１－２及び１－３のサポート要件違反の無効理由の追加主張）について

当審における本件発明１－２及び１－３のサポート要件違反の無効理由の主張については、理由がない。

(4) 争点６－１（控訴人医療法人が輸入又は使用していた製品）について

原審において時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下された証拠を含め改めて検討すると、控訴人医療法人の縫合糸製品について、韓国会社が生産・輸出した縫合糸製品

（控訴人製品１’）の縫合糸支持体の形状は円筒形であり、切頭円錐状の支持体を構成要素とする控訴人製品１には該当しない。

平成２６年２月以降、控訴人医療法人は、円筒形の縫合糸支持体である Cylinder を使用した縫合糸製品を輸入し、その後、平成２７年１月以降 Cylinder6 を用いた製品を使用するようになった。Cylinder6 を用いた縫合糸製品（控訴人製品１’）の縫合糸支持体の形状は円筒形である。

平成２８年９月頃以降、平成３０年１２月頃までの期間における控訴人らの縫合糸製品は、Cylinder14 を用いたものであり、１本の縫合糸の中心部分で支持体を Pin を用い固定して施術に用いるものであり、外形は「折返し型」で、控訴人製品２に相当する製品である。

平成３１年１月頃以降の時期に輸入された縫合糸製品は、控訴人製品１’とは別の縫合糸を用いたものと認められ、この縫合糸が１本の縫合糸製品は、「２本の縫合糸」からなるものではないから、本件発明１の構成要件を充足しない。その他、本件発明１の構成要件を充足する製品は存せず、控訴人らが平成２８年８月５日以降に、切頭円錐状の形状の縫合糸支持体、末端でループ状を成す２本の縫合糸及び縫合糸支持体と当接する結び目を備える控訴人製品１を輸入し施術に用いたとは認められない。

(5) 争点１－２（控訴人製品１の本件発明１の技術的範囲への属否）について

控訴人製品１に該当するものについて、被控訴人が侵害期間であるとする平成２８年８月５日から令和６年２月２９日までの間に、控訴人医療法人及びその所属医師らがこれを輸入して施術に用いたものとは認められない。

しかし、侵害期間である平成２８年８月５日以降に輸入されたことのある控訴人製品１’については、支持体が円筒形であるところ、控訴人製品１’について、本件発明１－２及び１－３を含む本件特許１の侵害に当たるか否かを検討するのが両当事者の意思及び衡平に適うというべきである。

(6) 控訴人製品１’の本件発明１－２及び１－３の構成要件充足性

控訴人製品１’は、本件発明１－２及び１－３のいずれの構成要件も充足する。

(7) 争点１－３（控訴人製品１の本件訂正発明２－１の技術的範囲への属否）について

本件訂正発明２－１は、平成３０年１０月５日に設定登録となったものであるところ、同日以降に輸入され、控訴人医療法人所属医師により施術に用いられた縫合糸について、本件訂正発明２に係る構成を満たすものは存しない。したがって、控訴人製品１’を含む製品につき、本件訂正発明２－１の技術的範囲に属するものとは認められない。

(8) 争点５－５（本件合意の期間満了による終了）について

法律行為の解釈にあたっては、当事者の目的、当該法律行為をするに至った事情、慣習及び取引の通念などを斟酌しながら合理的にその意味を明らかにすべきものである。

本件合意書面の記載内容、そしてそれを踏まえた当事者双方の行動からすれば、本件合意は、合意に係る期間の満了により終了するものとして合意したと解するのが、当事者の

合理的な意思に適うというべきである。本件合意は、平成25年6月21日には終了したものであるところ、控訴人らには本件合意に違反する行為は認められない。本件合意の債務不履行に基づく請求については、理由がない。

(9) 争点5-2（本件情報の営業秘密該当性）について

本件各特許権の対応特許は、平成24年9月24日に韓国で公開されており、その内容は、本件特許権1の明細書及び図面と同一であるから、被控訴人が本件秘密情報として主張する内容のうち、本件各特許権に係る部分は、公開時点で既に公知となっている。

本件情報は、本件合意に基づき控訴人らに開示されたとするところ、本件合意に基づく守秘義務は、本件合意の期間満了により終了しているから、控訴人らにおいて、これを営業秘密に当たるものとして管理し秘匿する前提を欠くことになり、本件合意の終了後は、営業秘密には該当しない。取引終了後の被控訴人の対応は、控訴人らに開示したとする本件情報に、被控訴人の営業秘密が含まれているものとは考え難いものである。

不競法違反を理由とする請求については、理由がない。

(10) 争点5-1（控訴人医療法人による本件情報の漏洩又は目的外使用の成否）、争点5-3（図利加害目的又は悪意・重過失による本件情報の使用又は開示）及び争点5-4（控訴人医療法人及び控訴人Y3の本件情報を記録した文書等の保有）について

本件合意違反は認められず、営業秘密に属する秘密情報の漏洩の事実も認められないから、判断を要しない。

(11) 争点6-2（被控訴人の損害及びその額）について

ア 控訴人製品1' 'について特許法102条1項1号に基づき算定される損害額

(ア) 実施数量について

控訴人製品1' 'の輸入数量について、損害賠償算定期間の始期である平成28年8月5日の前後における控訴人製品1' 'の輸入数量は合計3万0820本であることが認められるところ、これらはすべて本件特許権1の侵害が問題となる始期以降に控訴人医療法人所属医師により施術に用いられた蓋然性が高い。

(イ) 侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額

補正の上で原判決の記載を引用する。

(ウ) 実施の能力に応じた額

補正の上で原判決の記載を引用する。

(エ) 被控訴人が販売することができないとする事情

補正の上で原判決の記載を引用する。

(オ) 特許法102条1項1号に基づき算定される損害額

当審口頭弁論終結時点のウォンのレート（1ウォン＝0.1071円≒0.1）を乗じると、以下のとおりである。

利益額●・・・●×（1－0.2）×0.10円／ウォン＝6235万7489円

イ 特許法102条1項2号に基づき算定される損害額

(ア) 特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額について

原判決の記載を補正の上で引用する。

(イ) 実施料率

原判決の記載を補正の上で引用する。

(ウ) 損害額

特許法 102 条 1 項 2 号により算定される損害額（特定数量部分）は以下のとおりである。

●・・・●×0.2×実施料率10%×0.10円／ウォン＝155万8937円

ウ 弁護士費用相当額

弁護士費用相当額は1割に相当する額と認められる。

エ 本件特許権1の侵害に係る損害額の合計

合計7030万8068円となる。

(12) 争点7（消滅時効の成否）について

控訴人製品1'の実施に係る算定期間とは異なるから、判断の必要がない。

(13) 争点4（控訴人Y1及び控訴人Y2の任務懈怠に係る悪意又は重過失の有無）について

本件に適用される改正前の医療法上は、理事等の任務懈怠に基づく第三者に対する責任は定められていないから、理事等は、そのような責任を負わないものと解するのが相当である。控訴人Y1及び控訴人Y2について理事としての任務懈怠が問題となるのは、同日以前のことであり、控訴人Y1及び控訴人Y2について、医療法48条に基づく責任を負うことはない。

(14) 当審における損益相殺の主張について

控訴人医療法人の損益相殺の主張について、本件で賠償を命ずるのは控訴人製品1'であり、韓国製品（控訴人製品1'）とは異なるから、本件において損益相殺の対象となるものではない。

(15) その他

ア 差止め及び廃棄請求について

控訴人製品1'を含め検討しても、控訴人製品1の輸入及び使用の差止め等を命ずる必要性はないと認められるから、同請求についてはいずれも棄却すべきである。

イ 結論

そうすると、控訴人医療法人は、被控訴人に対し、7030万8068円及びうち7000万円に対する令和6年2月29日から、うち30万8068円に対する同年4月27日から、各支払済みまで年3%の割合による金員を支払うべきであり（主文第2項）、仮執行宣言を付するのが相当である（争点8：仮執行宣言の必要性）が、被控訴人のその余の請求はいずれも棄却すべきである（主文第3項）。